※取消申請と経歴証明書申請の手続きを同時に行う方へ※

免許証返納と経歴証明書申請のご案内

運転経歴証明書とは

ご自身が運転免許証を所持していたという経歴が記載されているカードです。公的な身分証明書として生涯使用することができます。

マイナ経歴証明書とは

マイナンバーカードに運転免許証を所持していたという運転経歴情報を記録したものです。運転経歴証明書に有効期限はありませんが、マイナンバーカードの更新をすると運転経歴情報は引き継がれないことがありますので、その際は再度運転経歴情報の記録に来ていただく必要があります。（再記録には手数料がかかることがあります。）

申請場所・受付時間

■ 盛岡運転免許センター
月～金　１０：３０～１１：３０、１４：３０～１６：００
日曜日　１０：３０～１１：３０、１４：３０～１６：００

■ 県南・沿岸・県北運転免許センター及び自動車運転免許試験場
月～金　１０：３０～１１：３０、１４：３０～１６：００

■ 警察署（釜石・久慈を除く）
月～金　　９：００～１１：３０、１３：００～１６：００

■ 交番・駐在所
予約制のため、あらかじめお近くの交番・駐在所にお電話ください。

ご本人が申請する場合に必要なもの

・運転免許証又はマイナ免許証（２枚持ちの方はその両方、有効期限が切れていないもの）
※２枚持ちの方で両方紛失された場合は、本人確認書類（パスポート等）
・マイナンバーカード（マイナ経歴証明書を希望する方）
・外国籍の方･･･在留カード、特別永住者証明書又は特定事項（国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了日、在留カード等の番号）の各欄が全て記載された住民票の写し（発行から６ヶ月以内のもの）のいずれか
・運転経歴証明書交付手数料
運転経歴証明書のみ　　１，１５０円
マイナ経歴証明書のみ　　９００円
２枚持ち　　１，２５０円
・写真１枚（警察署、交番、駐在所に申請する方のみ必要）
縦３㎝×横２．４㎝、無背景、無帽、正面、上三分身、６ヶ月以内に撮影

代理人が申請する場合に必要なもの

・運転免許証又はマイナ免許証（２枚持ちの方はその両方、有効期限が切れていないもの）
※２枚持ちの方で両方紛失された場合は代理人申請ができません。
・マイナンバーカード（マイナ経歴証明書を希望する方）
・申請者の特定事項（国籍・地域、外国人住民となった年月日、法第30条の45に規定する区分、在留資格、在留期間等、在留期間の満了日、在留カード等の番号）の各欄が全て記載された住民票の写し（発行から６ヶ月以内のもの。外国籍の方）
・運転経歴証明書交付手数料
運転経歴証明書のみ　　１，１５０円
マイナ経歴証明書のみ　　９００円
２枚持ち　　１，２５０円
・写真１枚　　縦３㎝×横２．４㎝、無背景、無帽、正面、上三分身、６ヶ月以内に撮影
・委任状（岩手県警察のＨＰからダウンロードすることができます）
・代理人の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

※マイナ経歴証明書を保有する方が各種サービスを利用するためには、各警察署・免許センター等での署名用電子証明書の提出手続きが必要になりますので、英数字６桁～１６桁の暗証番号を確認した上で来所してください。

問い合わせ先

■ 自動車運転免許試験場　　℡　０１９－６８３－１２５１
■ 盛岡運転免許センター　　℡　０１９－６０６－１２５１
■ 県南運転免許センター　　℡　０１９７－４４－３５１１
■ 沿岸運転免許センター　　℡　０１９３－２３－１５１５
■ 県北運転免許センター　　℡　０１９４－５２－０６１３